



事務局だより

第 1 0 1 号
 令和 4 年 3 月 1 5 日 発行
 公益社団法人高槻市シルバー人材センター
 高槻市古曾部町 1 丁目 1 番 5 号
 電話：681-2751 FAX：681-2763

令和4年度も会員登録を継続される方

4月1日(金)～4月28日(木) の間に 会費1,500円

を納めてください。

納入の方法

どちらか都合の良い方法で！

A. 窓口にて持参する方法 (月初めは混雑しますので、**中旬以降がおすすめ**です)
 会費と共に『令和3年度の会員証』をセンター事務所にお持ちください。
 領収書と、『令和4年度の会員証』をお渡しします。

B. 郵便局から所定の「払込取扱票」で振込する方法

郵便局に置いている「払込取扱票」に必要事項を記入のうえ

- ①窓口にて振込 (振込手数料 203円必要※) または
- ②ATMにて振込 (振込手数料 152円必要※)

※振込手数料は、振込人(会員)の自己負担となります。

今年から、ゆうちょ銀行にて現金でお支払いの場合は料金110円が追加でかかりますので、通帳またはキャッシュカードにより振り込み手続きをお取りください。

○振込の際に発行された「振替払込請求書兼受領証」は、センターから領収書が届くまで必ず保管しておいてください。

入金を確認できましたら、領収書と『令和4年度の会員証』を郵送します。

(記入例)

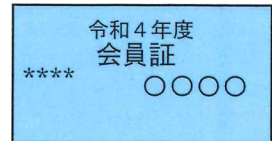
払込取扱票				振替払込請求書兼受領証			
00		口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。		0090002		19368	
0090002		19368		0090002		19368	
加入者名 (公社)高槻市シルバー人材センター		金額 1500		加入者名 高槻市シルバー人材センター		金額 1500	
通 信 欄 おしり おなまえ		会員番号 □□□□□		おなまえ 〇〇〇〇		日 附 印	
〒000-0000 高槻市〇〇町〇-〇-〇号		日 附 印		料 金 円		備 考	
〇〇〇〇		様		料 金 円		備 考	
(ご連絡先電話番号) 072-△△△-△△△△		日 附 印		料 金 円		備 考	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) これより下部には何も記入しないでください。		日 附 印		料 金 円		備 考	

この受領証は、大切に保管してください。

◆◇『会員証』の台紙が色付きになります◇◆

○更新できているか、わからない
○財布やカードケースの中で見つけにくい などのご意見から・・・
会員証の台紙を色付きにします！！

令和4年度の台紙は「青色」



◆◇『緊急連絡先』カードを併用してお使いください◇◆

事務局が稼働している時間帯であれば、緊急連絡先に事務局からすぐにご連絡することができますが、土日祝や事務局が稼働していない時間帯なども対応できるように『緊急連絡先』カードを作成しました。

このカードが必要な方は、窓口でお申し出ください！

○記入方法：①②③に連絡のとれる人の連絡先を記入する

<p>(公社) 高槻市シルバー人材センター</p> <p>TEL 072-681-2751</p> <p>※緊急連絡先は裏面</p>	<p>◆◆◆緊急連絡先◆◆◆</p> <p>①(自宅の電話番号) <u>072-000-△△△△</u></p> <p>②(日中連絡できる人の電話番号 続柄: 妻) <u>090-0000-△△△△</u></p> <p>③(日中連絡できる人の電話番号 続柄: 息子) <u>090-0000-△△△△</u></p>
--	---

○携帯方法：会員証と共にカードケース等に入れ裏面に携帯する
(見える面は高槻市シルバー人材センターの電話番号、緊急連絡先の面は見えないようにする)



(ケースの表面)



(ケースの裏面)

令和3年度をもって退会される方

事務処理の都合上、**3月25日(金)迄に退会の意思**をお知らせください。ご協力をお願いします。

- ・**現在お持ちの会員証**は、事務局へ持参するか郵送で**返還**してください。また、センターからの貸与品も**全て返却**してください。
- ・令和4年**4月1日以降に退会した場合、令和4年度の会費の納入義務が発生**します。ご注意ください！！

★ 一度退会されても再度入会することはできます ★



地域班長大募集！

下記地域の地域班長が退任されます。つきましては後任の地域班長を大募集！
少しでも興味をお持ちになられましたら、詳しくご説明させていただきますので、事務局まで**お気軽に**お問い合わせください。（電話：681-2751）

＜地域班長のお仕事内容及び報酬＞

- ・事務局だよりや会報などを担当会員宅に配付（年に6回程度・約10～20軒/回）
- ・年に1度、地域班別会議を開催（地域委員・他班長と共に協力して運営）
- ・年間10,000円～15,000円位（担当会員数による）謝金をお支払いします



＜募集の地域＞ ※下記住所に居住の方、ご検討ください！

清水6班	松が丘3～4丁目、清水台1～2丁目、大字原・服部・出灰・田能・中畑・仁科・杉生
磐手1班	成合北の町、成合東の町、成合中の町、成合西の町、成合南の町、弥生が丘町、安満御所の町、花林苑
磐手2班	日吉台1～2・4～5・7番町、寺谷町、高見台
磐手3班	日吉台3・6番町、宮が谷町
阿武野1班	南平台1～3丁目・5丁目、岡本町
阿武野3班	大和1～2丁目、塚原1～6丁目、阿武野1～2丁目、大字塚原
高槻3班	中川町、城西町、桃園町、桜町、明田町
大冠北4班	天川町、天川新町、東天川1～3丁目
大冠東2班	大冠町1～3丁目、辻子2丁目
富田9班	牧田町13～24・26

会員皆様のご協力により、地域班活動は実施されています。
是非ご協力お願いします！

配分金に含まれる消費税について

会員の皆様にお支払いしている「配分金」は「賃金」ではないため、10%の消費税が内税として含まれています。

個人事業主である会員の皆様が受け取ったこの消費税は、本来はご自身が税務署に納めるのですが、消費税法上、課税売上として受け取る金額が、年間1,000万円以下の場合には免税となり、ほとんどの会員の皆様は消費税を納める必要がありません。

しかし、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、これにより会員の皆様が受け取る配分金に係る消費税の取扱いについても変わっていく可能性があります。

この制度の内容につきましては、詳細が判明次第あらためてお知らせします。



安全適正就業パトロールを実施！！

就業事故を未然に防止することを目的に、令和4年3月15日付けで「安全就業推進員」及び「安全就業推進員補助員」計19名が任命され、就業現場において「安全・適正な就業」が行われているかの確認のパトロールを実施していきます。

まずは全国的に事故やけがが多い「植木剪定」「除草作業」の就業現場を訪問し、安全確認を行っていきます。



事故ゼロを目指して、安全就業を心がけましょう！！

就業情報などがホームページでご覧いただけます！



令和4年1月発行の「会報35号」でお知らせしましたが、「就業情報」及び「労働者派遣会員の募集情報」が当センターホームページからもご覧いただけます！掲載の更新は月2回程度。入会説明会開催日となります。

また、これまで通り事務所入り口横配架コーナーでは、**随時更新した最新**の「就業情報」及び「労働者派遣会員の募集情報」を配架していますのでお近くにお越しの際は是非お寄りください！

引き続き感染症対策を！！

まん延防止等重点措置が3月21日まで延長され、オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策が必要です。

- ①引き続き感染防止対策（三密を避ける、マスク着用、こまめな換気、手洗い・咳エチケット等）を徹底してください。
- ②混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は控えましょう。
- ③会食を行う際は、「同一テーブル4人以内」「2時間程度以内の飲食」「ゴールドステッカー認証店を利用」「マスク会食の実施」を心がけてください。

また、**就業中の会員**に対しては次の通りお願いします。**特に②・③・④は厳守願います。**

- ①発熱、咳など、体調不良時に就業すべきかどうかの基準は、発注者としっかり確認を行ってください。
- ②発注者から就業の中止・停止を告知された際は、センター事務局に必ず連絡してください。
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われ、PCR検査を受ける場合、結果が出るまでは就業できませんので、発注者に**必ず連絡**し休業するようにし、併せてセンター事務局にも必ず連絡してください。また結果が判明次第、結果も必ず報告してください。
- ④濃厚接触者に該当する場合も就業はできませんので、発注者に**必ず連絡**し休業するようにし、併せてセンター事務局にも必ず連絡してください。
- ⑤就業に関しては、ご家族と十分に話し合っって判断してください。